

実施方針に関する質問・意見の回答

No	頁	項目番号等	質問・意見内容	質問等に対する回答
1	2	第1章 No. 25	設計・建設業務（解体工事を含む）については入札説明書等にて解体対象物が示されると理解して宜しいでしょうか。また、解体対象物の想定をご教示お願い致します。	誤記になります。 解体工事はございません。
2	2	第1章 No. 36	脱水汚泥については、含水率・分析結果・使用薬剤・搬入荷姿について情報を開示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札公告時に脱水汚泥について、把握している情報を提示する予定です。
3	2	第1章 No. 37	搬出禁止物について、「本組合では受け入れ・処理は行わないと構成市町と取り決めしているものをいう。」の構成市町(5市6町)との取り決めは、内容が統一されると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5	第2章 1、(6)、カ、(c)、a	地域貢献事業と記載がありますが、どのような内容を指しておりますでしょうか。具体的な内容についてご教示お願い致します。	特に想定しているものはございません。
5	5	第2章 1、(6)、キ、(b)	「環境影響評価書」の内容を遵守する旨記載がありますが、いつ頃公開されるかご教示お願い致します。	現時点では、令和7年4月下旬頃の公表を予定しています。
6	5	第2章 1、(6)、キ、(e)	資源物の資源化について、運営期間中の工事等で発生したスクラップの売却先の選定・処分及び売却益の帰属先は貴組合でしょうか。それとも運営事業者となりますでしょうか。	運営期間中の工事等（持ち込みごみに起因する資源物を除く）で発生したスクラップの売却先の選定・処分及び売却益の帰属先は事業者を予定しています。
7	8	第3章 2、(2)、オ	令和7年4月下旬の入札説明書等に関する質問回答(第1回)から同年5月上旬の参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに大型連休を含む為、書類の準備期間を確保頂けますよう、ご配慮をお願いします。	ご質問・意見内容を踏まえて、再検討させていただきます。
9	9	第3章 3、(1)、イ	「設計・建設業務において～」において、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を構成する場合、建設JVの代表構成員以外の企業は構成員とならなくてもよいと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 建設JVを構成する場合は、代表構成員以外の企業は構成員または協力企業のいずれかとしてください。
10	9	第3章 3、(1)、イ	特定建設工事共同企業体を組成する場合、形態(甲型、乙型)及び比率は問われないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

11	9	第3章 3、(2)、ウ	2年間以上配置する現場総括責任者が(a)の要件を満たしているが(b)の要件を満たしていない場合は、別途(b)の現場総括責任者がもう一名必要でしょうか。ご教示お願い致します。 (a)(b)を一名ずつで行う場合、(a)の要件を満たしている現場総括責任者がいる場合は、(b)は現場総括責任者ではなく、副総括責任者や粗大ごみ処理施設の運転班長等の配置とさせて頂けないでしょうか。	No. 11とNo. 12のご質問・意見内容を踏まえて、再検討させていただきます。
12	9	第3章 3、(2)、ウ	(a)、(b)の運營業務を行う者の要件で「10年以上の運転管理実績を有する者を」とございますが、人選の幅を広げる事を目的に7年に短縮は可能でしょうか。	No. 11とNo. 12のご質問・意見内容を踏まえて、再検討させていただきます。
13	23	別紙3 リスク分担表 物価変動リスク	運營業務段階において、物価変動の起点は入札提案書類受付日を起点として頂けますようお願い致します。	物価変動の起点については、昨今の情勢を踏まえ、適切な時期に設定することを検討中です。
14	24	別紙3 リスク分担表 搬入管理(搬入禁止物混入)リスク	“事業者の責務を果たさなかった”の定義は運営マニュアルに沿った対応をしていなかった場合に該当するものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	24	別紙3 リスク分担表 注2	「物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本組合が負担する」と記載ありますが、物価変動の起算基準日は、入札提案書類受付日を基準として頂けますようお願い致します。また、その変動幅基準も国土交通省大臣官房官庁営繕部「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)」に記載のとおり、1%を基準としてご検討いただけますようお願い致します。	物価変動については、質問No. 13の回答をご参照ください。その他の部分については、ご質問・意見内容を踏まえて、再検討させていただきます。
16	23	別紙3 リスク分担表 不可抗力リスク 注3	「不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。」となっておりますが、不可抗力については貴組合に帰するリスクと考えますので再考をお願い致します。再考頂いた結果、なお事業者の負担を求める場合には「一定程度」について、金額または契約金額に対する比率でお示しください。	ご質問・意見内容を踏まえて、再検討させていただきます。